○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十　都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

２　都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

３　都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）（抄）

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第6条　法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。

2　審議会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。